

議案第99号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第3号)のうち、
建設部の所管する部分について

それでは、議案第99号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第3号)のうち、建設部の所管に属する部分につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の令和5年8月大津市予算関係議案、その補正予算説明書の14ページをお開き願います。ページ先頭から記載がございます、2の歳入のうち、建設部の所管に属する部分につきましては、ページ中段やや下でございます款 18 財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入の補正額50 千円の増額補正及び、次のページに移りまして、

16ページ中段でございます、款 22諸収入、項4雑入のうち、目2弁償金の補正額 58,000 千円の増額補正であり、堂の川支流の機能喪失に対する復旧等に係る民事調停の和解案に従い、それぞれ計上しようとするものです。以上が歳入の説明であります。

次に、18ページからの3の歳出であります。

建設部の所管に属する部分については、20ページをお願いいたします。

20ページの中ほどからの款 8 土木費のうち、項2道路河川費、目5道路新設改良費の補正額 29,000 千円の追加につきましては、由美浜の市道幹4018号線において、降雨により冠水が発生したことに伴う対策に要する経費を措置しようとするものです。

次の項目あります、目7河川費の補正額 133,026 千円の追加につきましては、事業者により進められているマンション建設に伴って、大津市が管理する堂の川支流の流末排水管が独断撤去され排水機能が消失したことに伴い、その復旧等に要する経費(79,500 千円)並びに、準用河川近江舞子内湖に隣接する民有地において、仮置きしている当該内湖の浚渫土の撤去費用等について、令和5年 3 月に締結した覚書に基づき、土地所有者において実施される土砂撤去及び水路復旧に係る補償費用の計上をしようとするものです。

以上をもちまして、議案第99号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第3号)のうち、建設部の所管に属する部分につきましての説明とさせていただきます。

よろしくご審査のほど、お願い申し上げます。